



## 文化庁 AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

# 展覧会のために借り受けた美術品に係る 損害についての政府による補償に関する法律案(仮称)

### 趣 旨

優れた美術品をより**多くの国民が鑑賞**できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が**広く全国で開催**されるよう国が支援する。

#### 【背景】

- テロや自然災害により、展覧会の美術品保険料が高騰。再保険の確保も困難に。
- 景気悪化に伴い、民間主催の大規模展覧会の規模が縮小。断念するケースも。
- G8ではロシアと日本以外で、またEU加盟国の約6割で、補償制度を導入済。

### 概 要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結することを定める。
- 対象となる展覧会の主な要件は、
  - ・ 優れた美術品を鑑賞する機会の充実に資すること
  - ・ 損害発生の防止のために必要な措置が講じられていること
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償。
- 年度毎の国会議決など、年間の補償総額の設定方法を定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定。

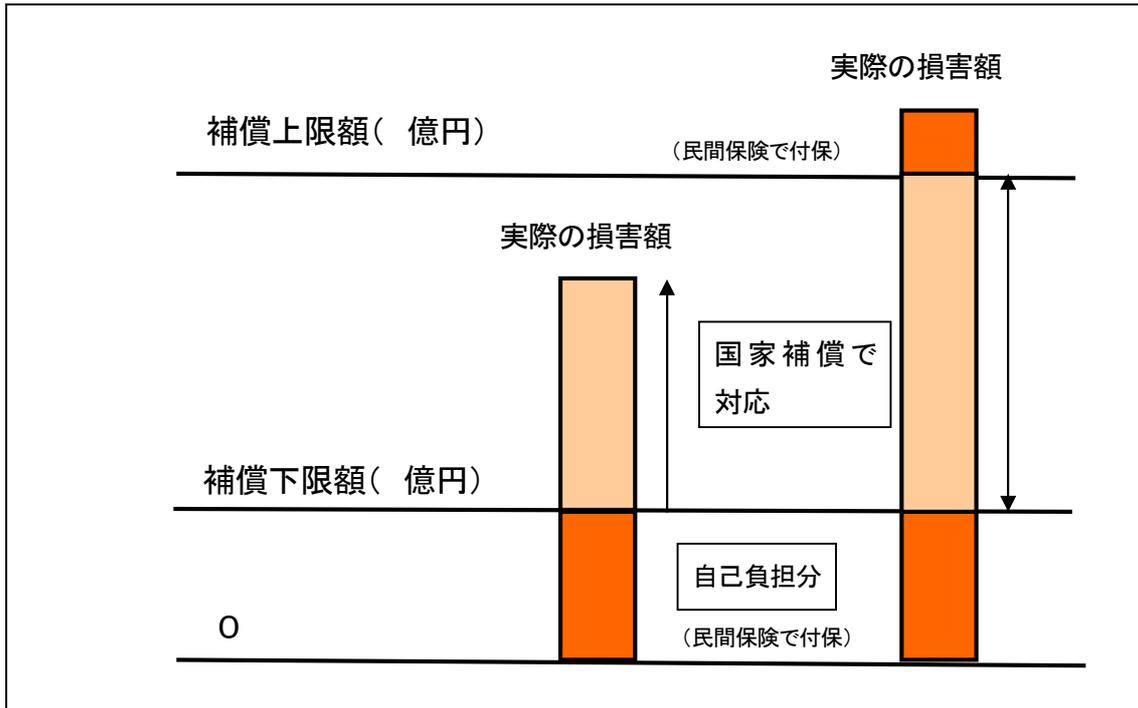
#### 【本法案の効果】

- ① **広く全国で**安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになる。
- ② 海外の美術品を**多くの国民の鑑賞に供する**ことで、国際文化交流が活性化する。
- ③ 展覧会の選定手続を通じ、その美術館の企画・運営能力の向上が図られる。

### 施行期日

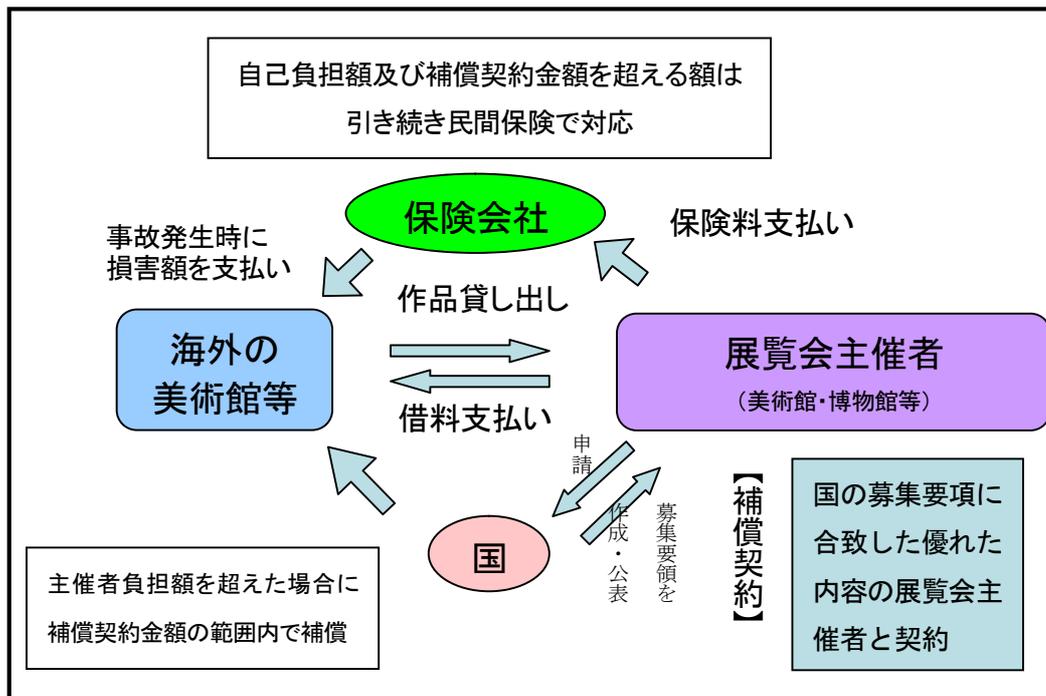
平成23年4月1日

## ■ 補償制度による展覧会の補償額の範囲（検討案）



※ 一会計年度〇億円の範囲内で10件程度の展覧会の美術品の損害補償を想定。

## ■ 補償制度における関係者の契約関係（検討案）



- ・ 国は、展覧会の所有者を相手方として、美術品の所有者（海外の美術館等）に対し、その美術品の損害を補償する契約を展覧会主催者と締結する。
- ・ 国の補償は、美術品の所有者等の請求に応じて、その損害総額が〇億円を超える場合に、その超過額（上限は×億円）を所有者に支払う。